

第 3 8 号議案

中間市職員倫理条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 5 年 7 月 2 5 日提出

中間市長 松下 俊男

中間市職員倫理条例の一部を改正する条例

中間市職員倫理条例(平成15年中間市条例第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中間市コンプライアンス条例

第1条中「地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する本市職員(以下「職員」という。)」を「職員」に、「公務員倫理の確立及び公正な職務の遂行」を「コンプライアンス体制」に改める。

第13条を第15条とする。

第12条中「倫理」を「コンプライアンス」に改め、同条を第14条とする。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第9条第1項中「前条」を「第8条」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し及び同条第1項中「審査会」を「委員会」に改め、同項第2号中「職員倫理の保持及び法令遵守体制」を「コンプライアンス体制」に改め、同項第4号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 市の職員の職務に関し、法令違反等の事実が生じ、又は生じようとしている旨の公益通報を受理した場合の事情聴取等の調査に関すること。

第8条第2項中「審査会」を「委員会」に改め、同条第3項中「審査会」を「委員会」に、「第4条第3項」を「第5条第3項」に、「第6条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条第4項中「審査会」を「委員会」に改め、同条第5項中「審査会」を「委員会」に、「第4条第3項」を「第5条第3項」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の1条を加える。

(庁内コンプライアンス会議の設置)

第10条 市におけるコンプライアンスを組織的に推進するため、庁内コンプライアンス会議(以下「庁内会議」という。)を設置する。

2 庁内会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 不当要求行為等に関すること。
- (2) 公益通報に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に関し必要な事項

3 庁内会議は、副市長及び部長をもって構成する。

4 庁内会議の会議は、非公開とする。

第7条の見出しを「(中間市コンプライアンス委員会)」に改め、同条第1項中「中間市職員倫理審査会」を「中間市コンプライアンス委員会」に、「「審査会」」を「「委員会」」に改め、同条第2項中「審査会」を「委員会」に改め、同条第3項中「審査会」を「委員会」に、「任命」を「委嘱」に改め、同条第4項中「2年」を「3年」に改め、同条第6項中「定めるもの」を「掲げるもの」に、「審査会」を「委員会」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条中「公務員倫理及び法令遵守体制の確立並びに公正な職務の遂行」を「コンプライアンス体制」に改め、同条を第6条とする。

第4条第3項中「第7条」を「第8条」に、「中間市職員倫理審査会」を「中間市コンプライアンス委員会」に改め、同条を第5条とする。

第3条を第4条とする。

第2条第4項中「取り扱い」を「取扱い」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項に規定する特別職に属する職員のうち市長、副市長及び教育長をいう。ただし、法第22条に規定する臨時的任用職員を除く。

(2) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。

(3) コンプライアンス 職員が、法令(条例、規則及び規程を含む。以下「法令等」という。)を遵守することを基本に、次条に規定する基本的心構えに基づき、公平かつ公正に職務を遂行することをいう。

(4) 公益通報 公共の利益を守るために、職員が知り得た市政運営に関する次に掲げる行為又は事実について通報することをいう。

ア 法令等に違反する行為又は職員としての倫理に著しく反する行為

イ 市民の生命、健康、財産若しくは生活環境を著しく害し、又はこれらに重大な影響を与える事実

ウ ア及びイに該当するおそれのある行為又は事実

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の中間市職員倫理条例第7条第3項の規定により委嘱されている中間市職員倫理審査会の委員は、この条例の第8条第3項の規定により委嘱された中間市コンプライアンス委員会の委員とみなす。この場合において、委嘱されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず平成27年4月25日までとする。

(中間市特別職職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 中間市特別職職員の給与等に関する条例(昭和31年中間市条例第23号)の一部を次のように改める。

第1条第51号中「中間市職員倫理審査会」を「中間市コンプライアンス委員会」に改める。

別表第2中

「

職員倫理審査会の委員		4,200円	を
------------	--	--------	---

」

「

コンプライアンス委員会の委員		4,200円	に
----------------	--	--------	---

」

改める。